

イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交努力による平和解決を求める決議

米国とイスラエルは2月28日、イランに対する大規模な攻撃を開始した。

各国の主権尊重、武力行使の禁止は、国連憲章・国際法上の大原則である。米国とイスラエルによるイラン攻撃は断じて容認することはできない。

同時にイランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、軍事的エスカレーションを引き起こす事態は絶対に阻止しなくてはならない。

戦争で犠牲になるのはいつも子どもであり民間人である。更に、日本経済と世界経済への多大な影響と混乱を招くものである。

「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」と「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を制定して、恒久平和を市民と共に希求してきた藤沢市議会として、米国とイスラエル及びイランは直ちにすべての軍事行動を停止すること、日本政府は、即時停戦と「法による支配」の国際秩序構築に向けて積極的な外交努力を主導することを強く求める。

以上、決議する。

令和8年3月18日

藤 沢 市 議 会